

佐賀県告示第 196 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、令和 5 年 9 月 10 日に失効する。

令和 5 年 9 月 8 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 N—（1—アミノ—3，3—ジメチル—1—オキソブタン—2—イル）—1—ベンジル—1H—インダゾール—3—カルボキシアミド（通称名：ADB-BINACA）及びその塩類
- (2) 化学名 1—（ベンゾ [d] [1，3] ジオキソール—5—イル）—2—（ブチルアミノ）ブタン—1—オン（通称名：N-Butylbutylone、N-Butyl norbutylone）及びその塩類
- (3) 化学名 2—（エチルアミノ）—2—（3—フルオロフェニル）シクロヘキサン—1—オン（通称名：FXE、Fluorexetamine）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。